
AMT/NEWSLETTER

Financial Restructuring

2025 年 9 月 9 日

東京地方裁判所における小規模会社更生の導入

弁護士 四十山 千代子/ 弁護士 中島 浩斗/ 弁護士 長谷川 稔洋

Contents

- I. はじめに
- II. 小規模会社更生の要件・特徴
 - 1. 要件
 - 2. 特徴
- III. 標準スケジュール
- IV. 予納金
- V. おわりに

I. はじめに

2025 年 4 月から、東京地裁において、負債総額 50 億円未満の株式会社を対象として、簡易・迅速な DIP 型の会社更生手続の運用(以下「小規模会社更生」といいます。))が導入されました。

会社更生手続においては、担保権も権利変更の対象となり、公租公課も繰り延べることができるなど、民事再生手続にはないメリットがあることから、今後、簡易・迅速な小規模会社更生の活用が期待されるところです。

そこで本ニュースレターでは、小規模会社更生の概要についてご説明します。

II. 小規模会社更生の要件・特徴

1. 要件

東京地裁のウェブサイト¹⁾によれば、小規模会社更生の要件は、以下の 2 点です。

(1) 負債総額が 50 億円未満の株式会社であること

小規模会社更生は、負債総額が 50 億円未満の株式会社を対象としており、中小企業等の比較的小規模な会社が利用することが想定されています。

(2) DIP 型の会社更生手続であること

東京地裁における会社更生手続は、従前は、経営陣が経営権及び財産の管理処分権を失い、裁判所が選任した管財人にこれらの権限が専属する管理型により運用されてきました。しかし、民事再生手続が 2000 年に運用を開始し、DIP 型²⁾の民事再生手続により相当数の企業再建が図られてきたこと等により、DIP 型に対する社会の理解が進んだこと等を受け、東京地裁においては、2009 年から、以下の 4 要件のもと、経営陣の中から管財人を選任する DIP 型の会社更生手続が導入されました³⁾。

- (ア) 現経営陣に不正行為等の違法な経営責任の問題がないこと
- (イ) 主要債権者が現経営陣の経営関与に反対していないこと
- (ウ) スポンサーとなるべき者がいる場合はその了解があること
- (エ) 現経営陣の経営関与によって更生手続の適正な遂行が損なわれるような事情が認められないこと

前述のとおり、小規模会社更生は DIP 型を対象としているため、その利用には、原則として上記(ア)～(エ)の 4 要件を満たす必要があると考えられます。

なお、DIP 型の会社更生手続における手続遂行態勢としては、現経営陣の中から事業家管財人を選任し、申立代理人は法律家アドバイザーまたは法律家管財人となり、これらを監督するため倒産事件の経験豊富な弁護士を調査委員に選

¹ 東京地方裁判所「よくある質問」(https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section20/situmonn_tousannbu/index.html, 2025 年 9 月 4 日最終閲覧)の「会社更生手続について」の QA9。

² ここでいう DIP 型とは、債務者(現経営陣)が財産の管理処分権や業務遂行権を保持し手続の遂行主体となる手続を指します。

³ DIP 型会社更生手続の目的は、①経営の悪化した会社に事業価値の毀損の少ない早期の段階で更生手続開始の申立てを促すこと、②違法な経営責任のない現経営陣の活用により、事業価値の毀損を可能な限り防止しつつ事業再建を図り、もって利害関係人の満足の最大化を図ること、③更生手続が倒産手続全体の中でふさわしい役割を果たせるよう事案に即した多様な選択肢を提供すること、と説明されています。東京地裁会社更生実務研究会編著『会社更生の実務【新版】上』37 頁(金融財政事情研究会、2014)。

任すること等が基本形として想定されています。⁴

2. 特徴

小規模会社更生の特徴としては、負債の規模からして債権者数も一定の範囲にとどまると考えられることなどから、通常の DIP 型の会社更生手続よりも債権届出期間を短縮し、民事再生手続の標準スケジュールに近づけた迅速な手続進行が期待できる点が挙げられます。また、DIP 型であることから、予納金も管理型に比して低額となります。

以下、小規模会社更生の標準スケジュールと予納金について、他の手続と比較しながら詳しくご説明します。

III. 標準スケジュール

今回の小規模会社更生の導入により、会社更生手続は、管理型、通常の DIP 型及び小規模会社更生の 3 類型に整理されることになります。

東京地裁における、これらの各類型及び民事再生手続の標準スケジュールは、以下のとおりです⁵。

各手続の標準スケジュール

※表中の日数は申立日からの日数

手 続	会社更生手続 (管理型)	会社更生手続 (通常の DIP 型)	小規模会社更生 (小規模 DIP 型)	民事再生手続
事前相談	(申立ての 2 週間前)	(申立ての 2 週間前)	(申立ての 2 週間前)	(申立ての 3 日前)
申立て・予納金納付	0 日	0 日	0 日	0 日
開始決定前の命令 ⁶ 発令	0 日	0 日	0 日	0 日～1 日
開始決定	1 月	2 週間	2 週間	1 週間
債権届出期限	3 月	2 月+2 週間	1 月+2 週間	1 月+1 週間
認否書	6 月	4 月+2 週間	3 月	2 月+1 週間
提出期限				
財産評定書	6 月	4 月+2 週間	3 月	2 月+1 週間
提出期限				
計画案	9 月	5 月+2 週間	4 月	3 月
提出期限				
付議決定	9 月+1 週間	5 月+3 週間	4 月+1 週間	3 月+1 週間
書面投票期間	関係人集会の 1 週間 前まで	関係人集会の 1 週間前 まで	5 月+1 週間	債権者集会の 8 日 前まで
集会〔開催する場合〕 ⁷	11 月	7 月+2 週間	—	5 月
認可決定	11 月	7 月+2 週間	5 月+2 週間	5 月

小規模会社更生の標準スケジュールでは、申立日から認可決定までに要する日数は、5 か月と 2 週間とされており、民

⁴ 詳しくは、東京地裁会社更生実務研究会編著・前掲注 3)38 頁参照。

⁵ 東京地方裁判所・前掲注 1)の「民事再生手続について」の QA3 並びに「会社更生手続について」の QA7 及び 9。

⁶ 会社更生手続(DIP 型)については監督命令兼調査命令、会社更生手続(管理型)については保全管理命令、民事再生手続については保全処分及び監督命令。

⁷ 会社更生手続においては原則書面等投票方式を採用。

事再生手続とほぼ同程度の迅速な手続進行が可能となっています。

ここで注意を要するのは、小規模会社更生においては、財産評定書提出までの期間も短く設定されており(申立日から 3 か月)、通常の DIP 型会社更生手続と比較すると 2/3 の時間で財産評定作業を終える必要があるという点です。会社更生手続では、財産評定は開始決定時の「時価」で行うものとされており(会社更生法 83 条 2 項)、かつ、資産評価規定において取得原価基準が採用されている資産については財産評定額が認可時の更生会社における帳簿価額となる等、民事再生手続とは異なる点があります。保有資産の内容によっては財産評定に相応の時間を要するケースもあると思われる、実際のスケジュール決定にあたっては考慮が必要と考えられます。

IV. 予納金

東京地裁における、会社更生手続の各類型及び民事再生手続の予納金の基準額は、下表のとおりです⁸。

予納金額の基準額

負債総額	会社更生手続(管理型)		会社更生手続 (DIP 型)	民事再生手続
	自己申立て	債権者・株主申立て		
10 億円未満	800 万円	1200 万円	560 万円	200 万円～ 500 万円
10 億円～ 25 億円未満	1000 万円	1500 万円	700 万円	600 万円
25 億円～ 50 億円未満	1300 万円	1950 万円	910 万円	
50 億円～ 100 億円未満	1600 万円	2400 万円	1120 万円	700 万円
100 億円～ 250 億円未満	1900 万円	2850 万円	1330 万円	900 万円
250 億円～ 500 億円未満	2200 万円	3300 万円	1540 万円	1000 万円
500 億円～ 1000 億円未満	2600 万円	3900 万円	1820 万円	1200 万円
1000 億円以上	3000 万円	4500 万円	2100 万円	1300 万円

上表のとおり、予納金の基準額を比較すると、管理型の会社更生手続と DIP 型の会社更生手続とでは、DIP 型の方が低く設定されています。

また、DIP 型会社更生手続と民事再生手続とでは、民事再生手続の方が低額に設定されています。

ただし、いずれの手続においても、開始決定後の管財人・法律家アドバイザーの報酬(会社更生手続の場合)や申立代理人報酬(民事再生手続の場合)は別途発生することから、費用面はこの表のみで比較できるものではないことに注意が必要です。

V. おわりに

近時においては、コロナ禍も収束を見せ、公租公課庁の滞納処分が厳格になされる傾向にあり、資金繰りを理由に破綻する中小企業が増加しています。そのような中小企業において、小規模会社更生を利用することにより、公租公課を繰り延べつつ、民事再生手続と同様に迅速に手続を進めることができれば、資金繰り破綻を免れ事業の再生が可能となる場面があると思われます。また、会社更生手続であれば強力な失権効が認められているため(会社更生法 204 条)、ス

⁸ 東京地方裁判所・前掲注 1)の「民事再生手続について」の QA4 並びに「会社更生手続について」の QA9、8。

ポンサーの立場からは、簿外債務の存在が疑われる場合など民事再生手続よりも小規模会社更生を利用するのが望ましい場面もあるでしょう⁹。

以上のように、今後は小規模会社更生も事業再生の有力な選択肢として活用されるものと予想されますが、前記のとおり、小規模会社更生を利用するためには DIP 型会社更生手続の 4 要件を満たす必要があると考えられます。

これらの 4 要件のうち、(ア)現経営陣に不正行為等の違法な経営責任の問題がないこと、(イ)主要債権者が現経営陣の経営関与に反対していないこと及び(エ)現経営陣の経営関与によって更生手続の適正な遂行が損なわれるような事情が認められないこと、という要件に関連して、民事再生手続においては、裁判所及び監督委員の監督の下、申立代理人が経営陣を指導することで、従前の不透明な経営体制を改めながら、DIP 型により現経営陣が継続する形で再生手続を進行し、現経営陣には別途経営者責任を果たさせることで、金融機関をはじめとする主要債権者が手続進行に異議を述べないという運用が広く確立されています。会社更生手続においても、債権者がそのような民事再生手続における運用を受け入れる素地は十分あると考えられることから、裁判所には、これらの要件を含む 4 要件の解釈・充足について、柔軟な運用が期待されます。

以上

⁹ もっとも、民事再生手続と異なり、会社更生手続においては計画外会社分割が認められていないため、スポンサーへの早期の事業承継の方法として会社分割を行う必要がある事案では民事再生手続を選択することになると考えられます。また、会社更生手続は、株式会社しか対象となりませんので、医療法人や社会福祉法人などの株式会社以外の法人については民事再生手続を選択することになります。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 四十山 千代子 (chiyoko.yosoyama@amt-law.com)
弁護士 中島 浩斗 (hiroto.nakajima@amt-law.com)
弁護士 長谷川 稔洋 (toshihiro.hasegawa@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。